【別紙様式】

<table>
<tr><td colspan="4">坂井市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3">観光遊覧船支援事業</td></tr>
<tr><td>総事業費
（千円）</td><td>10,000千円</td><td>交付金関連事業費
（交付対象経費）
（千円）</td><td>5,000千円</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="3">①目的
新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化している観光遊覧船事業について、その継続を図り、坂井市の地域の経済への悪影響を回避する。

②交付金を充当する経費・算定根拠
補助金：１事業者×10,000千円（市5,000千円：県5,000千円）
（10,000千円の内訳）
・観光遊覧船改修費補助金　10,000千円（上限：費用の1/3）×１艘

③交付対象
１）交付対象者
観光遊覧船事業を実施する者（東尋坊観光遊覧船株式会社）１者
２）交付対象者の選定理由・選定方法
観光遊覧船事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で、採算が悪化しているが、観光遊覧船事業において、代わる事業は存在せず、観光遊覧船事業の縮小、廃止等は、主要観光エリアの観光入込客の減や、観光消費額の減など、地域の観光経済に悪影響を及ぼすため、観光遊覧船事業の唯一の実施主体である東尋坊観光遊覧船株式会社を交付対象者として補助金を交付する。

④期待される効果
新型コロナウイルス感染症の影響下においても、観光遊覧船事業の継続が図られることにより、観光地の地域経済が維持され、観光事業者の安定が確保される。</td></tr>
<tr><td>新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係</td><td colspan="3">観光遊覧船事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、観光入込客の大幅な減少に伴い、令和２年４月～令和３年３月の業績が、前年同期比58％悪化し、令和3年度においても、コロナ禍前51％減、令和４年度も、35％減になっており、さらにエネルギーの高騰により事業の継続が非常に厳しい状況になっている。
東尋坊観光遊覧船株式会社を交付対象者として補助金を交付し、観光遊覧船事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</td></tr>
</table>